

埼玉県独自の物質の追加基準・削除基準（案）

埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第 20（独自物質）の追加基準について（案）

下記 1 から 6 のうち、法に定められていない物質とする。

- 1 ばい煙に係る人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として追加された物質

（条例第 49 条第 1 項ハ）

物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの。

- 2 有害大気汚染物質として追加された物質

（条例第 49 条第 4 号）

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質のうち、大気の汚染の原因となる物質で規則で定めるもの。

- 3 汚水等に係る人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として追加された物質

（条例第 49 条第 5 号イ）

汚水又は廃液に含有することにより、人の健康を損なうおそれがある物質として規則で定めるもの。

- 4 特定有害物質として追加された物質

（条例第 76 条）

土壌から大気中への飛散又は当該土壌に起因する地下水の汚染が、人の健康を損なうおそれのある物質として規則で定めるもの。

- 5 事故時の措置に係る物質として追加された物質

（条例第 109 条第 1 項）

工場若しくは事業場の施設、設備等の故障、破損その他の事故又は指定土木建設作業における事故の発生により、大気に排出されたことにより大気の汚染の原因となる規則で定めるもの、及び公共用水域に流出し、若しくは地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある汚水等のうち上記 3 で定めるもの。

- 6 県民の健康及び安全かつ快適な生活を損なう、又は損なうおそれがあった事件・事故等原因物質及びその関連物質並びに上記事件・事故等原因物質及びその関連物質となるおそれがある物質として追加された物質

埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第20（独自物質）の削除基準について（案）

- 1 ばい煙に係る人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質でなくなった物質
- 2 有害大気汚染物質でなくなった物質
- 3 汚水等に係る人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質でなくなった物質
- 4 特定有害物質でなくなった物質
- 5 事故時の措置に係る物質でなくなった物質
- 6 関係法令の改正等により、報告を求める必要がなくなった物質

埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第20（独自物質）の追加・削除基準の運用について（案）

- 1 埼玉県化学物質対策専門委員会事務局（以下「事務局」という。）は、環境科学国際センターとともに、追加・削除基準に該当する追加・削除候補物質（案）を選定する。
- 2 事務局は、追加・削除候補物質（案）について、埼玉県化学物質対策専門委員会に諮る。当委員会で、過半数の承認を得た当該物質を追加・削除候補物質とする。
- 3 事務局は、速やかに、埼玉県生活環境保全条例施行規則改正の事務を行う。